

第2節 医薬分業の推進対策

【現状と課題】

現 状	課 題
1 保険薬局、基準薬局等の状況 処方せんによる調剤ができる薬局は、平成25年3月末現在で圏域内297施設となっています。(表1-4-1)	面分業に対応するためにはさらに多くの調剤薬局(特に基準薬局)が必要であり、その整備を進める必要があります。
2 地域住民への医薬分業の普及啓発活動 愛知県内と当医療圏の医薬分業を比較すると、全県が60.8%、当医療圏は66.3%で若干高くなっています。(表10-2-1) 患者が選択する医薬品の幅が広がるという観点から、 <u>一般名処方</u> が一部で採用されています。	処方せん応需体制を整備するためには地域における医薬品供給及び薬事情報収集のために地区薬剤師会単位での対応が必要です。 地域住民への医薬分業の普及啓発のために、地域の健康講座、健康まつり、健康展等の機会をとらえ、住民に対し「医薬分業のメリットを更に多くの住民に理解してもらう必要があります。
3 医療機関の院外処方せん取扱い状況 院外処方せんの増加に対して、「かかりつけ薬局」として認識され、機能している薬局が少ない状況です。	在宅医療を必要としている患者に対する「かかりつけ薬局」を推進する必要があります。
4 薬剤師の研修体制 県及び地区薬剤師会は、医療需要と社会的要請に応じるため、薬剤師の生涯にわたる研修を実施しています。	調剤過誤等、医薬分業における事故の防止対策が必要です。 薬剤師には、より新しい医学、薬学の知識の習得、技術の研鑽が求められています。

【今後の方策】

医薬分業推進のために、医療機関等と薬剤師会の院外処方せんにおける協議を推進します。
かかりつけ薬局の育成のために、薬局業務運営ガイドラインを周知・普及し、併せて調剤用医薬品の備蓄体制及び夜間を含めた処方せん受入れ対策を整備促進します。
調剤過誤等の防止のために、薬局で発生した調剤過誤等の事例を収集し、原因究明を行い、防止対策について検討し、薬局薬剤師への周知を図ります。
医薬分業を正しく理解するために地域でのイベントにおいて広報啓発を実施し、併せて「薬と健康の週間」の期間において普及啓発を実施します。

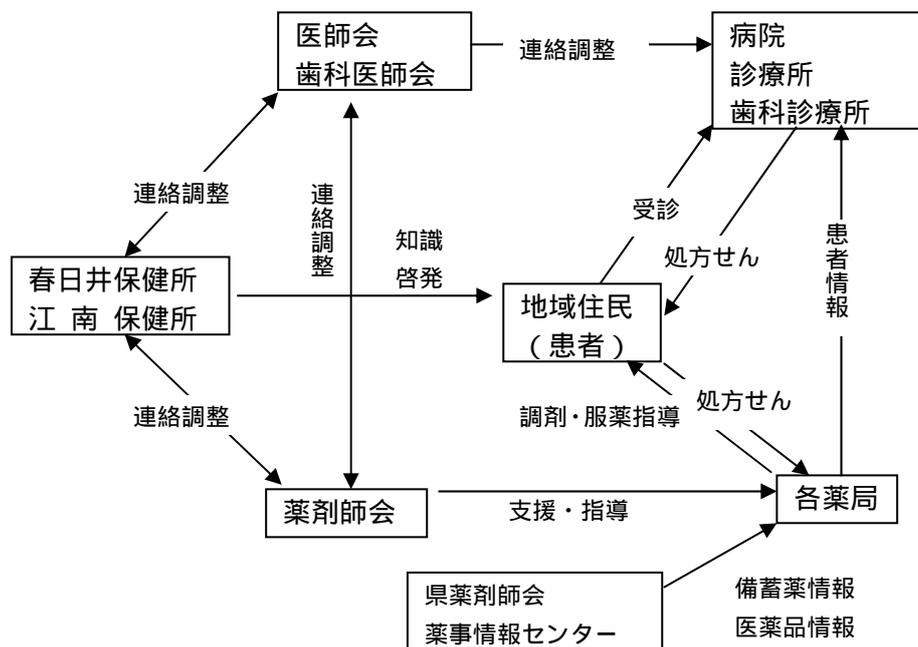
表10-2-1 医薬分業率の推移

(単位：%)

	圏 域	愛知県	全 国
平成19年度	55.5	53.2	57.2
平成20年度	56.3	53.7	59.1
平成21年度	58.6	55.2	62.1
平成22年度	63.5	59.0	66.7
平成23年度	65.1	60.1	66.9
平成24年度	66.3	60.8	66.1

資料：社会保険支払基金及び後期高齢者医療広域連合。

医薬分業推進事業の体系図



体系図の説明

患者を中心とした医薬分業を推進します。

医薬分業は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等が中心になって推進します。

春日井保健所及び江南保健所は、地区三師会等と相互に連携して推進します。

住民への医薬分業に関する情報提供及び知識啓発は、保健所が中心になって実施します。